

船舶事故等調査報告書

平成24年8月30日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011仙第60号	
事故等種類	転覆	
発生日時	平成23年8月25日 22時50分ごろ	
発生場所	山形県鶴岡市小岩川漁港西方沖 鶴岡市所在の鼠ヶ関港東防波堤灯台から真方位026°3,675m付近 (概位 北緯38°35.5′ 東経139°33.7′)	
事故等調査の経過	平成23年10月4日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 ^{せいらい}盛栄丸、0.4トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 YM3-4916（漁船登録番号）、個人所有</p> <p>乗組員等に関する情報 船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士</p> <p>死傷者等 なし</p> <p>損傷 船外機及び揚網機濡損</p>	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、小岩川漁港西方沖において、左舷船首部に設置された揚網機を使用して刺し網を揚網中、同網が根掛かりした。</p> <p>船長は、機関を使用して本船を前後方向に動かしたり、また、揚網機のそばに立って刺し網を手で引っ張ったり、緩めたりし、根掛かりした刺し網を外す作業を行っていたところ、本船が、刺し網に引かれて左舷側に傾斜するとともに、波が船内に打ち込み、平成23年8月25日22時50分ごろ更に左舷側に傾斜して転覆した。</p> <p>船長は、小岩川漁港へ向かって泳ぎ、付近を航行していた漁船に救助された。</p> <p>本船は、僚船により小岩川漁港にえい航された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東北東、風力 2、視界 良好</p> <p>海象：波向 西、波高 約0.3～1m、海面水温 約27℃</p>	
その他の事項	<p>船長は、揚網中に根掛かりしたときは、ふだんから機関を使用して本船を前後方向に動かしたり、刺し網を手で引っ張ったり、緩めたりして外していた。</p> <p>船長は、携帯電話を携帯していたが、転覆した際に海中に沈んだ。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、小岩川漁港西方沖において、揚網中に根掛かりした刺し網を外す作業中、刺し網が張る状況となったことから、左舷側に傾斜するとともに、波が船内に打ち込み、更に左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>

原因	本事故は、夜間、本船が、小岩川漁港西方沖において、揚網中に根掛かりした刺し網を外す作業中、刺し網が張る状況となったため、左舷側に傾斜するとともに、波が船内に打ち込み、更に左舷側に傾斜して転覆したことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・夜間、刺し網が根掛かりして外れないときは、無理に外そうとせず、一旦中断し、日出後、波の状況が確認できるようになってから行うこと。